

第六十九回強歩大会小委員会の未了業務の一部を遅滞なく執行するための代表委員会事務局への業務の委嘱に関する代表委員会限時特別措置規程(案)

(趣旨)

第一条 この規程は、第六十九回強歩大会小委員会（以下「強歩大会小委員会」という。）が活動停止中であるが、早急に執行すべき未了業務がある現状に鑑み、当該業務を遅滞なく執行するため、代表委員会事務局にこれを委嘱することに關し必要な事項について定める。

(強歩大会小委員会の一部未了業務の委嘱)

第二条 代表委員会事務局は、強歩大会小委員会の未了業務のうち、交通費の返金その他の特に遅滞なく執行すべき業務の一切を、強歩大会小委員会に代わって執行する。

(委嘱の期限)

第三条 次に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げるまでの間、代表委員会事務局は強歩大会小委員会の業務を執行する。

(ア) 第六十九回強歩大会小委員長のリコールが成立しなかった場合 第六十九回強歩大会小委員長リコール投票の結果が告示されるまで

(イ) 第六十九回強歩大会小委員長のリコールが成立した場合 新たな第六十九回強歩大会小委員長を選出する補欠選挙により新たな小委員長が選出されるまで

(委嘱期限後の業務の移管)

第四条 前条の期限に至った場合にあっては、代表委員会事務局は、遅滞なく、強歩大会小委員会にその業務を移管するものとする。この場合において、強歩大会小委員会は、代表委員会の特別の議決によらず、その活動を再開する。

(委嘱された業務の責任者)

第五条 委嘱された業務の責任者は、代表委員長とする。

(委嘱された業務の担当者)

第六条 委嘱された業務の担当者は、代表委員長が指名した代表委員会事務局員とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、令和七年五月二十九日から施行する。

(失効)

第二条 この規程は、令和七年九月三十日限り、その効力を失う。ただし、当該期日以後も対応措置を実施する必要があると認められるとき、又は当該期日以前に対応措置を実施する必要がないと認められるときは、代表委員会の議決により廃止の期日を変更し、又は廃止しないこととすることを妨げない。